

議案第68号

目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和63年10月目黒区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、目黒区個人情報保護条例（昭和63年10月目黒区条例第16号。以下「保護条例」という。）第2条第4号及び目黒区特定個人情報の保護に関する条例（平成27年9月目黒区条例第26号）第6条」を「及び目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月目黒区条例第

号）第2条第2項」に改め、「、保護条例又は目黒区特定個人情報の保護に関する条例の規定により実施機関がその意見を聴くこととされた事項のほか」を削り、同項第1号中「及び個人情報保護制度」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例第12条の規定により諮問  
することとされた事項

第3条中「つぎに」を「次に」に、「24人」を「12人」に改め、同条第1号中「7人」を「2人」に改め、同条第2号中「5人」を「2人」に改め、同条第3号中「7人」を「6人」に改め、同条第4号中「5人」を「2人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、目黒区情報公開・個人情報保護審議会（以下「

審議会」という。) に対し、この条例による改正前の目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項に規定する実施機関が意見を聴くこととされた事項及び同項第1号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項について諮問された場合の審議会の所掌事項は、この条例による改正後の目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明) 目黒区情報公開・個人情報保護審議会の委員の定数を見直すとともに、目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されることに伴う規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。